

エネルギーを 見る眼

容量市場に経過措置が 不可欠な理由

●広域機関は消費者利益のために奮起を



電力システム改革において、積み残された課題の議論が少しずつ進んでいる。そのひとつに容量メカニズムがある。電力を生み出すキャパシティ(kW)に支払い、事前にこれを確保する制度だ。容量メカニズムは、調整力公募から始まり、kW全体に支払う容量市場の創設も経済産業省の電力システム改革貫徹小委員会により決定された。今後の詳細制度設計では、需要曲線の作成手法とならび、新設・既設電源の区別の可否と経過措置が論点となる。

（容量市場と消費者負担）

貫徹小委でも認められた通り、容量市場により、kWに対して固定的な支払いがされても、その分消費者の負担が増えるわけではない。もしこれが電源投資を促す効果があるなら（なければ容量市場の意味がないのだが）、これによって電力供給量が増え卸価格が下がる。具体的には卸市場でのスパイクが減り、この分消費者の負担は減る。

市場参加者が危険中立的で、市場メカニズムが機能する理想的な状況で適切な容量市場が導入されれば、消費者の負担増と利益の増加はキャンセルされる。容量市場がなければ、電源はスパイク時に固定費の多くを回収する状況となる。日本では、猛暑、厳寒の年には大きな利益が上げられるが、冷夏、暖冬の年にはほとんど固定費が回収できない、高リスク市場となる。市場参

加者が危険回避的で、先物市場も十分機能しないと、高いリスクプレミアムが必要となり、結果的に消費者負担はより大きくなる。だから容量市場にも意味がある。あくまで電力市場を効率化し、消費者の負担を減らすために容量市場を創設するのだ。

（経過措置の必要性）

容量への支払いが消費者負担を増やすわけではないのは、支払いで供給量が増え卸(kWh)価格が下がるから。この効果のない電源、つまり容量市場を当てにせず既に造られ、容量市場なしでも供給される電源につきま金を与えれば、確実に消費者の負担増になる。この防止には経過措置が不可欠だ。

一方、古い電源のみに経過措置を適用して支払わないと、必要以上に早期に電源を廃棄あるいはリプレースする歪みを与えかねない。また古い電源でも長く使うには一定の投資が必要。その誘因を損なうのも問題だ。しかしこれらの歪みは簡単な方法で排除できる。

過去の電源の保有状況に応じて各事業者にt年の控除率D(t)を設定する。同年のその事業者の市場で販売した容量をS(t)、容量価格をP(t)とすると、この事業者が得る額はP(t)(S(t)-D(t))とする。D(t)はスタート年からX年かけて徐々にゼロとする。ポイントは基準年以降の事業者の行動

にD(t)が依存していない点。こうすれば、安易に古い火力発電所を廃棄すればその分、受け取り額が減るし、容量を増やせばその分受け取り額が増えるから、投資やリプレースに対して歪みをもたらさない。発電機を売却する、企業再編により発電機の所有者が変わる場合にも、D(t)を誰が引き継ぐか契約で明示すれば済む。

（既設・新設の区分と経過措置）

長期的に既設・新設で支払いを分けるべきか否かの議論と、この経過措置の議論は全く違う。新設・既設の区別は、2040年に運開した発電所が60年にも（このときは当然既設になっている）、この時点での新設電源と同じ支払いを受けられるか否かという議論である。この電源が60年にも支払いを受けられることが予想されれば、その電源投資を促進するから、60年時点での既設電源に支払うことが消費者の負担を純粋に増やすわけではない。

この点、現時点での既設電源への支払いとは全く異なる。もし長期的にも新設電源に支払いを限ると（そうすれば経過措置も必然的に不要になるが）、既設電源の適切なメンテナンスによる延命の誘因を損ねることになり、必要以上に早いリプレースを生みかねない。この歪みを防ぐためには長期的には既設・新設を区別しないことも合理的。もしリプレースを他の目的で進め

たいなら、別の政策手段を使うべきとの整理で、容量市場では新設・既設を分けないことも考えられる。

しかし、このことと経過措置を設けることは別の話。この2つの区別もできない委員に詳細設計が任せられるとすれば、国民・消費者にとって災難だ。

（消費者に向けた議論を）

D(t)やXの議論は難しいが、これが小さ過ぎれば消費者負担は確実に増すことを自覚する必要がある。私はXは20年が妥当と考える。広域機関は連系線利用に関して、経過措置として既存事業者に間接的送電権を10年も無償で与え、投資の予見可能性に関して事業者到手厚い保護を与えた。容量市場の経過措置は、この逆で投資時に当てにしていなかったはずの支払いを与えるか否かの議論となる。10年フルに権益が与えられたのに対応するものとしては、20年かけて徐々に支払いを増やす（平均すれば10年間全くもらえず、11年目から全額もらえる制度と同じ負担になる）ものが、バランスが取れている。

もし広域機関が既得権益者に対してこれよりはるかに甘い制度を設計するのなら、広域機関は事業者の利益のみ考え、消費者の利益をないがしろにする機関と見なされてもしかたがない。このような誤解を避けるためにも、広域機関の奮起を期待している。